定款

恩賜 社会福祉法人財団神奈川県同胞援護会

恩賜 社会福祉法人_{財団}神奈川県同胞援護会

定款

厚生省神社 第344号 昭和27年 5月20日 認可 昭和39年11月16日 厚生省収社 第664号 一部変更認可 昭和42年11月28日 厚生省社庶 第459号 一部変更認可 昭和43年 厚生省社庶 第411号 一部変更認可 9月13日 昭和44年 8月14日 厚生省社庶 第377号 一部変更認可 昭和45年 2月20日 厚生省社庶 第117号 一部変更認可 昭和53年10月21日 厚生省社 第957号 一部変更認可 昭和55年11月20日 厚生省社 第979号 一部変更認可 昭和57年 厚生省社 第187号 一部変更認可 2月15日 昭和60年 9月30日 厚生省社 第803号 一部変更認可 第184号 昭和61年 3月 厚生省社 一部変更認可 6 日 平成 元年 9月13日 県指令福総 第145号 一部変更認可 平成 4年12月22日 県指令福総 第186号 一部変更認可 平成 県指令福総 第179号 一部変更認可 5年 7月15日 県指令福総 第125号 一部変更認可 平成 6年 5月 6 日 平成 7年 7月13日 県指令福総 第164号 一部変更認可 平成 7月22日 県指令福総 第183号 一部変更認可 8年 平成10年 7月10日 県指令福総 第102号 一部変更認可 平成11年 4月30日 県指令福総 一部変更認可 第 56号 一部変更認可 平成11年 県指令福総 6月30日 第104号 平成11年10月25日 県指令福総 第188号 一部変更認可 平成12年 1月11日 県指令福総 第242号 一部変更認可 平成12年 3月22日 県指令福総 第292号 一部変更認可 平成13年 2月 1 目 県指令福推 第409号 一部変更認可 一部変更認可 平成13年 7月30日 県指令福推 第210号 平成14年 3月29日 県指令福推 第641号 一部変更認可 平成14年10月 県指令福推 第412号 一部変更認可 1 目 平成15年 7月 県指令福推 第239号 一部変更認可 7 日 平成15年11月 県指令福推 第394号 一部変更認可 4 日 平成16年 2月27日 県指令福推 第606号 一部変更認可 平成17年 1月 4 日 県指令福推 第378号 一部変更認可 平成17年 7月29日 平成18年 3月 2 目 平成18年 4月26日 平成18年11月17日 平成19年 3月 8日 平成19年 8月21日 平成20年11月27日 平成22年 2月25日 平成22年 7月 1日 平成24年 3月30日 平成25年 2月 1日 平成25年 6月 5 日 平成26年 8月14日 平成27年 7月15日 平成28年 7月21日 平成29年 1月17日 平成29年 7月25日 平成29年 9月 8 日 平成30年 4月 9 目 平成30年 9月 4 日 5月10日 令和 4年 令和 5年 3月30日 令和 5年 7月13日 令和 2月28日 6 年 令和 7年 2月21日

県指令福監 第130号 一部変更認可 県指令福監 第731号 一部変更認可 県指令福監 一部変更認可 第 36号 県指令福監 第553号 一部変更認可 県指令福監 第975号 一部変更認可 県指令福監 第384号 一部変更認可 県指令福監 第585号 一部変更認可 県指令福監 第847号 一部変更認可 監 第104号 一部変更届出 福 県指令福監 第1111号 一部変更認可 福 監 第1028号 一部変更届出 育 第106号 次 一部変更届出 県指令次育 第257号 一部変更認可 県指令次育 第240号 一部変更認可 横浜市健監指令第55号 一部変更認可 横浜市健監指令第97号 一部変更認可 健 監 第204号 一部変更届出 健 監 第275号 一部変更届出 健 監 第 14号 一部変更届出 横浜市健監指令第34号 一部変更認可 横浜市健監指令第11号 一部変更認可 横浜市健監指令第39号 一部変更認可 横浜市健監指令第17号 一部変更認可 監 第317号 一部変更届出 健 横浜市健監指令第34号 一部変更認可

第 1章 総則

(目的)

- 第 1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - イ. 救護施設の経営
 - ロ. 母子生活支援施設の経営
 - ハ.養護老人ホームの経営
 - ニ. 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - イ. 保育所の経営
 - ロ. 一時預かり事業の経営
 - ハ. 子育て短期支援事業の経営
 - ニ. 老人デイサービス事業の経営
 - ホ. 老人居宅介護等事業の経営
 - へ. 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - ト. 老人短期入所事業の経営
 - チ. 老人デイサービスセンターの経営
 - リ. 障害福祉サービス事業の経営
 - ヌ. 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若し くはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
 - ル. 特定相談支援事業の経営

(名称)

第 2条 この法人は、社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会という。

(経営の原則等)

- 第 3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
 - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育 て世帯及び経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で 福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4条 この法人の事務所を神奈川県横浜市西区岡野二丁目15番6号に置く。

第 2章 評議員

(評議員の定数)

第 5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任 は、評議員選任・解任委員会において行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計 3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成するこ とを要する。

(評議員の任期)

- 第 7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、 退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議 員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、 報酬として支給することができる。

第 3章 評議員会

(構成)

第 9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた 事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき会長が招集する。
 - 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を 有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなけ ればならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中か ら得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決 に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成する。
 - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 7名以上9名以内
 - (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち1名を会長とし、3名を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、 この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人 の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細

書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理 事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されている ときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により 表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち 最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の 満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終の ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議 員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議 によって解任することができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内

- で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第23条 この法人に、職員を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第 5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定 めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第26条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記

名押印する。

第 6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。
 - 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
 - 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、 必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び 評議員会の承認を得て、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、 次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始 の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまで の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長 が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの 書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の 附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の 書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉 法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書 類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けな ければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般 の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2)会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を もって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもの のほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければ ならない。

第 7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の

尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の 同意を得なければならない。

第 8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校 法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、横浜市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事梅崎英雄理事新堀源兵衛理事伊丹久太郎理事小林

(附則)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

基本財産

1. 現 金

183,000円

2. 土地

- (1) 横浜市戸塚区戸塚町字二ノ区167番4の宅地 地積347.10㎡
- (2) 横浜市戸塚区戸塚町字二ノ区167番6の宅地 地積347.10㎡
- (3) 横浜市戸塚区戸塚町字二ノ区167番8の宅地 地積347.10㎡
- (4) 横浜市戸塚区戸塚町字二ノ区167番10の宅地 地積343.80 m²
- (5)横須賀市平作七丁目2981番5の宅地 地積535.77㎡
- (6) 横須賀市平作八丁目3462番5の宅地 地積1401.90㎡
- (7) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地452番の宅地 地積36.36㎡
- (8)横浜市金沢区朝比奈町字耕地453番の宅地 地積423.14㎡
- (9) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地454番の原野 地積290㎡
- (10) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地455番甲の山林 地積1533㎡
- (11)横浜市金沢区朝比奈町字耕地473番2の宅地 地積62.80㎡
- (12) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地474番の宅地 地積142.14㎡
- (13)横浜市金沢区朝比奈町字耕地475番の山林 地積76㎡
- (14) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地476番の宅地 地積304.13㎡
- (15) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地477番の宅地 地積185.12㎡
- (16) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地478番の宅地 地積366.94㎡
- (17) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地479番の宅地 地積228.09㎡
- (18) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地480番の山林 地積56㎡
- (19) 横浜市金沢区朝比奈町字耕地481番ロの宅地 地積347.10㎡
- (20)横浜市金沢区朝比奈町字耕地481番4の山林 地積714㎡
- (21) 横須賀市平作八丁目3461番12の宅地 地積673.95㎡
- (22) 平塚市四之宮六丁目1097番1の雑種地 地積608㎡
- (23) 平塚市四之宮六丁目1097番2の雑種地 地積65㎡
- (24) 相模原市中央区田名塩田三丁目301番5の雑種地 地積260㎡

3. 建物

- (1) 横浜市戸塚区戸塚町字二ノ区167番地6、167番地4、167番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 保育所1棟(床面積1195.24㎡)
 - 附属建物 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 更衣室・倉庫 1 棟 (床 面積 3 1. 6 8 ㎡)
- (2)横須賀市平作八丁目3462番地5及び横須賀市平作七丁目2981番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育所 1棟

(床面積550.01 m²)

(3) 横浜市金沢区町屋町103番地、103番地2、103番地先所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育所1棟(床面積815.40 m³)

附属建物 鉄骨造アルミニューム板ぶき 2 階建保育所 1 棟 (床面積 7 9. 18 ㎡)

- (4) 逗子市桜山五丁目406番地137所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 園舎1棟(床面積 746.29㎡)
- (5)相模原市南区大野台五丁目2534番地1所在の鉄骨コンクリート造陸屋根2階建 養老院1棟(床面積 1537.28㎡)附属建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 養老院1棟(床面積 549.46㎡)
- (6) 横浜市西区岡野二丁目15番地3、15番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき5階建 養護所1棟(床面積 6331.15㎡)
- (7) 相模原市南区大野台五丁目 2 5 3 6 番地 1 、 2 5 3 9 番地 1 所在の鉄 筋コンクリート造スレートぶき 2 階建 養老院・事務所 1 棟 (床面積 2 2 2 7. 8 0 ㎡)

附属建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 養老院1棟(床面積 3308.25㎡)

附属建物 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 養老院 1 棟 (床面積 3 3 1 5 . 3 7 ㎡)

(8) 横浜市金沢区能見台五丁目30番地1、30番地3、30番地2所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建 養護所1棟(床面積805.55㎡)

附属建物 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建 養護所 1 棟 (床面積 3 4 1. 5 5 ㎡)

附属建物 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建 集会所 1 棟 (床面積 1 5 3 . 9 5 ㎡)

- (9) 高座郡寒川町宮山935番地1,934番地2、929番地2所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育園1棟(床面積1230.6 8㎡)
- (10) 高座郡寒川町宮山2195番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育園1棟(床面積1066.81㎡)
- (11) 高座郡寒川町一之宮八丁目831番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育園1棟(床面積1093.61㎡)
- (12) 逗子市桜山六丁目1289番地2所在の鉄骨造陸屋根2階建 保育所 1棟(床面積846.60㎡)
- (13) 相模原市中央区田名塩田三丁目301番地5所在の軽量鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺2階建 作業所事務所1棟(床面積244.24㎡)

(14) 逗子市沼間一丁目137番地2所在の鉄骨造陸屋根2階建 保育所1 棟(床面積 994.13㎡)